さいしん

第 40 号

2011 年 8 月 20 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

第9回三者協議で「5点の衣類」の DNA再鑑定実施が内定！！！





袴田事件「事件発生45年」！

一刻も早く！

Free HAKAMADA Now!

この度の東日本大震災で被災された方々に
心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会
袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○弁護団レポート「第９回三者協議で「５点の衣類」のDNA再鑑定実施が内定」
「「袴田事件」の新しいパンフレットが完成」　福田……2
○報　　告　面会報告　福田……4
○「袴田事件」トピックス　「浜松集会で２次再審の現状を報告」「狭山事件集会で連帯アピール」
「「布川事件」検察の大罪をぶった斬る！－市民連帯の会」他
福田、校條、荒井　6
○オピニオン　身柄拘束45年、死刑確定31年にして「再審・無罪」の可能性が仄見えてきた袴田事件　どん・わんたろうさん…　8
○資　　料　新聞記事集　……　10
○オピニオン　締め出された再審請求人　福田……　18
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 20

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★第９回三者協議で「５点の衣類」のDNA再鑑定実施が内定★

2011年７月１日午前11時から静岡地裁で行われた裁判所・検察・弁護団による９回目の三者協議で、「５点の衣類」のDNA型鑑定を再度実施する方向で調整していくことが確認されました。

「５点の衣類」のDNA型鑑定は第１次再審請求の即時抗告審（東京高裁）が行われていた1998年３月に１度実施が決定され、科学警察研究所と岡山大学法医学部法医学教室がそれぞれ鑑定を実施しました。しかし、1999年９月に出した科警研の鑑定結果、2000年７月に出した岡山大学の鑑定結果とも、試料が味噌漬けで汚染されていたことと、30年以上の常温保存で陳旧化していたことなどから、残念ながら「鑑定不能」という結果に終わっています。

弁護団は今年２月17日に、前回のDNA型鑑定の結果を疑問視する専門家の意見書とともに、技術的には再鑑定が十分可能だとする鑑定請求書を裁判所に提出していました。もともと裁判所は、DNA型鑑定ではっきりしとした結果が出れば、それ以外の新証拠の評価に頭を悩ませることなく決定を出せるためか、三者協議の場で弁護団に対しDNA型鑑定の請求予定の有無を尋ねるなど、再鑑定実施に積極的ともとれる態度を見せており、その後検察からも実施に反対しないとする意見書が提出されるなど実施に向けた協議が重ねられていました。

今後は、すでに弁護団・検察双方が推薦する鑑定人のスケジュール調整も済んでいるため、今月29日午後から静岡地裁で鑑定人尋問が行われる予定ですが、先月19日になって検察から意見書が提出され、弁護団推薦の鑑定人の鑑定手法などについて釈明を求め、これに納得のいく説明がなされなければ鑑定を実施すべきでないと主張し、鑑定実施に一定の条件を付けてきました。これに対し弁護団は今月４日、検察官意見書は「言いがかり」的なものであるとしたうえで、検察官の求釈明に答える意見書を提出しています。

こうした応酬を受けて最終的に裁判所が鑑定請求を採用するかどうかが注目されますが、仮に採用されれば、鑑定期間は半年もあれば十分とのことなので、順調に行けば今年度中には双方から鑑定結果が出され、結果次第では来年いよいよ再審開始決定が出されるかもしれません。

また、この日の協議では、弁護団が今年５月に提出した「証拠開示命令申立書８」で開示請求した証拠のうち、「5点の衣類」の緑色ブリーフを製造したとされる鐘百メリヤスから任意提出させた同社製同タイプのブリーフ３枚やズボンの寸法札などが林享男検事から新たに証拠開示されました(詳細はリスト参照)。これによって「5点の衣類」のズボンの寸法札に書かれていた「B」という記号が「色」を表すことが立証され、当時静岡県警が作成した実況見分調書の「型B」という記載が虚偽であり、検察も当時からその事実を知ったうえで、「B」はサイズを表すとして袴田さんが十分はけるサイズのズボンであると事実を捻じ曲げた主張をしていたことがはっきりしました。

弁護団は全面証拠開示の必要性や、これまで開示請求しながら依然開示されていない証拠について開示の必要性を論じた「証拠開示理由補充書３および４」、さらには「証拠開示命令申立書９」も裁判所に提出しており、今後も更なる証拠開示を迫っていく予定です。

なお、この日も地元静岡の支援者は三者協議に先立ち地裁と地検に対して早期再審開始と全面証拠開示などを求める要請書を提出しています。

検察官開示証拠リスト

	作成日	表題	作成者	関連証拠等
1	昭和42年9月18日	鐘百メリヤス社員の任意提出書	同社員	ブリーフ
2	昭和42年9月18日	鐘百メリヤス社員が任意提出したブリーフの領置調書	司法巡査	ブリーフ
3	不明	ムーンライト印ブリーフ３枚(わさび色・若草色・グリーン色)	鐘百メリヤス	ブリーフ
4	不明	寸法札３枚・証紙１枚	ズボンメーカー	ズボン



三者協議後記者会見に臨む弁護団と秀子さん



静岡地裁前でアピールする秀子さんと浜松の支援者寺澤さん

★「袴田事件」の新しいパンフレットが完成★

昨年から弁護団の戸舘弁護士が中心になり、支援団体も協力して進められていた「袴田事件」のパンフレットの改訂作業が終了し、今月８日新しいパンフレットが完成しました。大きさやボリュームはこれまでと同じくA4カラー４つ折り（計８ページ分）で、旧版以後の裁判や支援などに関する主な動きを盛り込みバージョンアップしています。まだ弁護団内部で利用方法の検討が済んでいないので今回同封することはできませんが、次号発行時には皆さんにお届けできると思います。なお、この改訂に要した印刷費用は、日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会が全額支出してくれました。■



新しくなったパンフレットの表紙

面会報告

共同代表 福田勇人

2011年6月30日（木）

事件発生から丸45年が経過したこの日、本会福田共同代表は、ボクシング協会の新田さん、スポーツライターの渋谷さんと共に、午後０時半過ぎから東京拘置所で袴田巖さんとの面会に臨みました。

いつものように福田共同代表と渋谷さんは拘置所の決定で面会を許可されず、面会を許可された新田さんも、「本人が黙って房から出てこない」と職員に告げられ、袴田さんにとって特別な日であるはずのこの日も面会することはできませんでした。

福田共同代表が職員に「入浴や運動のためには房から出てくるのか」と尋ねたところ、「中のことは担当ではないので把握していないが、入浴や運動は普通に行なっているのではないか」との回答でした。

また、新田さんが「中はエアコンが効いているのか」と、ここ数日の暑さを心配して質問すると、職員からは「房内にエアコンは付いていないが廊下には付いているので大丈夫です」との答えが返ってきました。その後『ボクシングマガジン』と『ボクシングビート』の７月号と、ヒマワリの花束を差し入れて拘置所を後にしました。

2011年7月12日（火）

午後２時半ごろから、袴田秀子さんと清水救援会事務局長の山崎さんが東京拘置所で袴田巖さんとの面会に臨みました。しかし結果は袴田さんの面会拒否。「用がないから会わない」と言っていると拘置所職員から告げられ面会できませんでした。

2011年8月1日（月）

午前中に秀子さんが面会を試みましたが、「関係ない」という理由で袴田さんが面会に応じませんでした。

2011年8月3日（水）

午後２時ごろ、ボクシング協会の新田さん、

「袴田事件」トピックス

★浜松集会で２次再審の現状を報告★

共同代表・福田勇人

6月19日(日)午後1時から浜松市板屋町会館で「袴田巖さんは無実だ!6.19浜松集会」(主催:浜松・袴田巖さんを救う会)が開かれ約30名が参加しました。集会では1984年に静岡テレビが制作したドキュメンタリー『烙印』が上映されたほか、本会福田共同代表が布川事件再審無罪判決の概要や袴田事件第２次再審請求審の進捗状況などを報告しました。

★狭山事件集会で連帯アピール★

共同代表・福田勇人

7月12日(火)、御茶ノ水の総評会館で開かれた「狭山事件の再審を求める市民集会」に秀子さんと清水救援会の山崎事務局長が招かれ、約500人の参加者を前に連帯アピールを行いました。袴田事件と同じく、狭山事件でも検察から一部の未提出証拠が開示され、再審開始に向けて前進しているようです。全面証拠開示の制度化が冤罪被害者の救済と冤罪を生まない刑事司法の実現には不可欠です。



集会で袴田さんの面会拒否を報告する秀子さん(左は山崎事務局長)



集会であいさつする渥美会長

★「布川事件」検察の大罪をぶった斬る！－市民連帯の会★

共同代表・校條　実

7月12日(火)、市民連帯の会の対談シリーズ第一弾『「布川事件」検察の大罪をぶった斬る!』に行ってきました。再審無罪確定になられたばかりの布川事件の杉山卓男さんと元大阪高検公安部長で、市民連帯の会の代表三井環さんの対談でした。



握手をする市民連帯の会代表の三井環さんと杉山卓男さん

スポーツライターの渋谷さん、本会福田共同代表の３名で東京拘置所を訪れ、袴田さんとの面会に臨みました。

例によって渋谷さんと福田共同代表は拘置所の決定で面会を許可されず、新田さんだけ許可されました。しかし、２時20分ごろ職員から「本人が関係ないと言っている」と告げられ、この日も面会できませんでした。仕方なく『ボクシングマガジン』８月号とヒマワリの花束を差し入れ、拘置所を後にしました。

2011年8月18日(木)

午前11時過ぎ、秀子さん・新田さん・浜松救援会の寺澤さん・東京救う会の門間幸枝さん・渋谷さん・本会福田共同代表の６名で拘置所を訪れ、秀子さん・新田さん・寺澤さんの３名で面会申請。寺澤さんは拘置所決定で面会不許可、秀子さんと新田さんも「関係ないから会わない」と袴田さんが拒否したため面会できませんでした。差し入れは『ボクシングビート』８月号と花束(袴田さん逮捕から丸45年が経過したこの日の一連の要請行動の詳細は次号に掲載します)。

今月末にも「5点の衣類」のDNA再鑑定が始まるかもしれないという、「袴田事件」にとって重要な局面を迎えている一方で、袴田さん本人の面会拒否が１年以上続いています。

※昨年８月24日袴田救援議連牧野会長と秀子さんが面会していますが、この時は拘置所側が議連に配慮し袴田さんに面会であることを告げずに面会室に連れてきた可能性大。

■



袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト

（日本プロボクシング協会公認）

http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now!!





元WBC世界フライ級王者・内藤大助選手、元WBA世界スーパーバンタム級王者・佐藤修氏

袴田巖さんの支援をしている者として、目の前で冤罪の被害を遭われた当事者がお元気でお話をする姿をみると、変な話ですが、面食らってしまいます。支援をしている当事者と会えるという事は、本当にうらやましい限り。

集会では、三井さんのインタビュー形式で、杉山さんが応え、冤罪に遭われた実際やご苦労、そして戦いのお話をされていました。

市民連帯の会の代表の三井環さんは、元検察の方にも関わらず、検察の実体を世に暴くべく立ち上がった方で、三井さんのような方の出現で、はじめて世に検察の実体が明かされようとしています。著作の本も近年頻繁に出され、会では精力的に講演などを行っています。

「市民連帯の会」事務局連絡先は下記です。
〒 110-0015 東京都台東区東上野６丁目１番４号 イワツキビル 201 号　三井環事務所内
TEL. 03-3844-8722　FAX. 03-5827-3132
メールアドレス　info@syowakikaku.com
http://www.wb.commufa.jp/simin/rentai/

興味のある方はアクセスしてみて下さい。

★７月９日アムネスティの死刑廃止を求めるデモに参加★

荒井

１６時半、日大から水道橋周辺を歩くデモに、「袴田さんは無実」の幕（彼が２年前のデモの時に字配りをし、袴田さんの誕生日のペンライトアクションのために、友達が折鶴をまわりにつけてくれた）を持って、体力に自信がなかったが、参加した。幕はボランティアの方達が、持って下さり、ありがたかった。今年はじめて気温が高くなった日、汗を拭きながら歩く。

後楽園のイベントの終了時、沿道の多くの方達が、デモに注目。マイクでも袴田さんの事を放送して下さった。ありがとうございました。参加者は６０余名との事でした。

感謝。■



身柄拘束45年、死刑確定31年にして「再審・無罪」の可能性が仄見えてきた袴田事件

どん・わんたろう

それは、事件発生から45年が経った翌日のことだった。

元プロボクサーの袴田巌死刑囚(75)が冤罪を訴えている「袴田事件」の第２次再審請求審で、静岡地裁が７月１日、「犯行時の着衣」に付いた血痕をDNA鑑定する方針を示した。袴田死刑囚の弁護団は「着衣は捜査機関にねつ造された」と主張しており、血痕が被害者のものでないといった鑑定結果が出れば、再審開始が認められて無罪判決につながる可能性も出てきた。

当コラムでもこれまで何回か取り上げたが、袴田事件について簡単におさらいしておこう。

1966年６月、静岡県清水市(現・静岡市清水区)で、味噌会社専務の一家４人が殺害された。住み込み従業員だった袴田死刑囚が８月に逮捕され、犯行を「自白」する。公判では一貫して無罪を主張したが、１審の死刑判決が80年に最高裁で確定し、第１次の再審請求も2008年に最高裁で退けられた。１審・静岡地裁の裁判官だった熊本典道さん(73)が07年に「無罪の心証を持っていた」と告白。多くの疑問点に目をつぶったまま死刑判決が導き出される過程は、昨年公開された映画「BOX 袴田事件 命とは」で描かれたので、ご存じの方も多いだろう。

死刑判決の有力な根拠となったのが、今回、DNA鑑定されることが決まったシャツやズボン、ブリーフなどの「5点の衣類」である。犯行現場そばの味噌工場のタンクから見つかったのは事件の１年２カ月後で、検察は「犯行時の着衣」をパジャマから変更した。しかも、その中のズボンは、公判廷で袴田死刑囚には小さくてはけなかったにもかかわらず、判決は「味噌に漬かっているうちに縮んだ」と認定してしまった。

発見の経緯からして怪しいし、公判の途中で犯行時の着衣を変更するなんてこと自体、おかしいと考えるのが一般人の感覚だろう。味噌に漬かっただけでそんなに縮むというのも、にわかには信じがたい。一方で、１年以上も味噌に漬かっていたにしては、付着した血痕がはっきり見えているのは不自然ではないか。で、支援団体は衣類の味噌漬け実験を重ねるなど、袴田死刑囚の着衣ではないことを証明しようと腐心してきた(拙稿参照)。

静岡地裁がDNA鑑定の方向を打ち出した２日後、支援団体が静岡市清水区で開いた集会で、弁護団事務局長の小川秀世弁護士の話を聞いた。

７月１日は、第２次再審請求をめぐる裁判所、検察、弁護団の三者協議だった。裁判所は、弁護団が求めていたDNA鑑定について、８月下旬に鑑定人尋問をする意向を示し、「鑑定人の予定を聞いてほしい」と述べたという。検察も反対しなかったそうだ。ふだんは冷静な小川弁護士にして「ねつ造かどうかを確認するための鑑定を、裁判所が『やってみよう』と言ったんですよ」と興奮気味だった。

DNA鑑定のポイントは２点ある。一つは、衣類に付いた血痕が被害者のものと一致するかどうか。被害者一家の血液ではないことがはっきり分かればもちろんのこと、そこまで行かなくても、血液型や性別が異なると判明するだけで「ねつ造」の可能性は高くなる。もう一つは、シャツの内側に付着した血痕が袴田死刑囚のものかどうか。「違う」となれば、あとから証拠を作った疑いが強まる。いずれも、ねつ造かどうかは別にしたって、

袴田死刑囚と事件を結んでいた大きな拠り所が崩れることは確かだ。

弁護団側の鑑定人は、期間のめどを「半年以内」としており、今年度中に結果が出る見通しという。

5点の衣類のDNA鑑定は第1次再審請求審でも実施されたが、2000年に「鑑定不能」の結果が出ている。このため弁護団内には「一度そういう結果が出ているのに裁判所が認めるだろうか」と、実現に懐疑的な見方もあった。しかし、新たに加わった若手弁護士が最近になって改めて学者に当たったところ、「自信を持ってできる」という回答が得られ、今回の鑑定申請に至ったそうだ。この10年間の技術の進歩を、裁判所も無視できなかったのだろう。

小川弁護士は、検察による証拠開示の現況も説明した。原審の判決では、5点の衣類のズボンが「味噌タンクに漬かって縮んだ」ことの根拠として、ズボンのタグに記された「B」がサイズを示すことが挙げられていた。もともとは大きいサイズだったから袴田死刑囚がはけた、というわけだ。しかし、検察が新たに開示した同種のタグには、同じ位置に「色」とはっきり記されていた。つまり、ズボンは最初から袴田死刑囚にははけない小さなサイズのもの＝あとからねつ造された可能性、が浮き彫りになった。DNA鑑定と相まって、今後の再審請求審の焦点になりそうだ。

袴田事件に対するこれまでの司法の対応の冷たさを思えば、確かに大きな前進には違いない。だが、素直に喜べない部分もまだまだ多い。そもそも、DNA鑑定で袴田死刑囚に都合の良い結果が出るとは限らない。それに、鑑定は弁護側の鑑定人だけでなく検察側の鑑定人も担当するから、双方の結果が食い違った場合に裁判所はどういう判断をするだろうか。すぐに再審開始を決定するなんて、甘い見通しは禁物かもしれない。

当の袴田死刑囚は昨年8月以降、姉との面会にも応じていない。長期間の拘禁による精神障害、糖尿病に加え、最近は認知症が疑われている。

小川弁護士は、再審請求とは別に、袴田死刑囚の恩赦を求めていく考えを明らかにした。死刑囚の恩赦には減刑しか前例がなく、刑の免除という形を取ってもらえないか検討しているそうだ。恩赦については、前提となる罪を認めることになるとして否定的な意見もあるが、「一日でも早く拘置所から出すために、一番手っ取り早い方法」と判断した。

冤罪を訴え続けながら半世紀近く身柄を拘束され、30年以上も死刑執行の恐怖と向き合ってきた袴田死刑囚。裁判は裁判として、今は人道上の見地から、とにかく一刻も早く適切な医療を受けてもらいたい。そのための条件整備を強く望む。

再審・無罪が実現したとしても、奪われた半世紀近くの年月は戻ってはこないけれど、だからこそ1日も早い事実の解明を望みたい。

同時に、こうした事件が今の私たちにとって、決して「他人事」とは言えないことも、しっかりと認識しておく必要があるでしょう。

「マガジン9：http://www.magazine9.jp/」より、どんわんたろうさんの許可を得て掲載しております。■

マガジン9
http://www.magazine9.jp/



袴田事件

衣類DNA再鑑定へ

弁護団が捏造指摘の証拠

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の再審請求審で、袴田厳死刑囚（七五）の弁護団、静岡地検の三者協議が一日、静岡地裁であり、袴田死刑囚の犯行時の着衣と認定され、確定判決の決め手になった「五点の衣類」のDNAの再鑑定が実施される見通しとなった。

弁護団は、五点の衣類について、捜査機関による捏造を指摘。付着した血痕が袴田死刑囚や被害者のDNAと一致するかどうかは、再審開始をめぐる地裁の判断に大きく影響する可能性がある。三者協議後に記者会見した弁護団の小川秀世弁護士は「鑑定が一番分かりやすく真実に到達できる方法」と語った。

DNA鑑定は一九九八～二〇〇〇年、東京高裁の即時抗告審で試みられたが、鑑定不能との結論が出ている。その後、鑑定技術が飛躍的に進歩したことから、弁護団は今年二月、DNAの再鑑定を要請していた。

小川弁護士によると、今回の三者協議で、地裁側は「鑑定をやる方向で準備してほしい」と呼び掛け、地検側も反対しなかったという。

八月二十九日の次回協議で、弁護団と地検の双方が推薦する鑑定人が鑑定することが、正式に決定される見込み。五点の衣類とともに、比較するDNAを採取するため、被害者の衣類も鑑定する。

三者協議ではほかに、本来は色を表すズボンの内側にあった「B」の文字を、確定判決がサイズと誤認したことを裏付ける寸法札などが公開された。

中日新聞静岡版
2011年7月2日

袴田事件

DNA型再鑑定へ

証拠衣類5点の血痕

静岡県の旧清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺された「袴田事件」の第2次再審請求審で、犯人が着ていたとされる「5点の衣類」に付いた血痕のDNA型鑑定を改めて実施することが決まった。静岡地裁、静岡地検、弁護団による1日の協議で3者が合意した。

5点の衣類は元プロボクサー袴田厳死刑囚(75)の起訴から1年後、殺された一家のみそ工場のタンクから見つかったとされ、死刑確定の有力な証拠となった。弁護側は袴田死刑囚のものではないと主張。第1次再審請求でもDNA型鑑定されたが、2000年7月に「鑑定不能」の結果が出た。

3者協議では、弁護団が「当時は鑑定技術が未熟だった」と再鑑定の必要性を訴え、地裁と地検が同意したという。弁護団は「袴田死刑囚の血も、被害者の血も付いていないとなれば、犯行時の着衣でないと立証できる」と話している。

朝日新聞朝刊
2011年7月2日

産経新聞朝刊
2011年7月2日

袴田事件 血痕のDNA型鑑定へ

清水市（現静岡市）で昭和41年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で未提出記録を話し合う静岡地裁、静岡地検、弁護団の3者協議が1日、同地裁で行われ、袴田厳死刑囚の弁護団によると、衣類に残った血痕のDNA型鑑定を実施する方向で合意した。同死刑囚が犯行当時に着ていたとされるズボンの「B」の札は警察官の調書で「型」と記載されていたが、「B」の横に「色」と書いてあることが分かる写真も開示された。

協議後の会見で、弁護団は「Bが型としていたのは許し難いが、DNA型鑑定の実施も含めて再審開始に向けて非常に大きな前進だ」と述べた。8月29日予定の次回協議前に鑑定実施の正式決定が地裁から下り、同日に鑑定人を協議に呼ぶこともあり得るという。

「犯行時着衣」DNA再鑑定請求

袴田事件第2次再審請求で弁護団

「袴田事件」で死刑が確定した袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、静岡地裁と静岡地検、弁護団による3者協議が1日、同地裁で行われた。協議後、記者会見した弁護団は、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされる「5点の衣類」に付着している血痕について、DNAの再鑑定を実施する方向で協議していることを明らかにした。

弁護団によると、今年2月に地裁に対してDNAの再鑑定の実施を請求しており、地裁の決定を待っている段階という。

「5点の衣類」に関しては、第1次再審請求中の1998～2000年に鑑定を実施し、「鑑定不可能」との結果が出ているが、弁護団は「当時より技術が進歩している」として再鑑定を請求したという。DNA鑑定の意義について、弁護団の小川秀世事務局長は「(5点の衣類が)でっち上げの証拠であることを証明することになる」との見通しを語った。

また、メーカーから提出された「5点の衣類」のズボンと同じ形式の寸法札3枚と証紙が新たに証拠開示された。確定判決では、ズボンにあった「B」の表示は「サイズを表す」と判断されたが、開示された寸法札には「色」と表記されており、弁護団の主張が裏付けられた。

☞ 読売新聞朝刊 2011年7月2日

☞ 毎日新聞静岡版 2011年7月2日

サイズ認定部分、実は色

袴田事件3者協議 弁護団「衣類は検察の捏造」

1966年に旧清水市(静岡市清水区)で起きた強盗殺人事件「袴田事件」で、第2次再審請求の3者協議が1日、静岡地裁で開かれ、袴田巌死刑囚(75)の有罪の証拠とされた5点の衣類に関連して、ズボンの寸法札、パンツのサンプルの証拠が弁護団に開示された。寸法札から、確定判決でズボンの「サイズ」と認定された部分が、「色」であったことがわかり、「衣類は検察の捏造(ねつぞう)だ」とする弁護団の主張を補強する材料になりそうだ。

開示された寸法札とパンツのサンプルは、現場近くから見つかったとされる5点の衣類の参考資料として、それぞれの製造業者が67年9月、検察に任意提出していた。検察側は公判に提出せず、今年2月の証拠開示で気づいた弁護団が提出を求めていた。

確定判決では、証拠とされたズボンの布端に書いてあった「B」の字は、サイズを示すと認定された。だが今年2月に開示された調書から、製造業者が当時の調べに対し、「Bは色である」と話していたことがわかった。弁護団は「当時検察は色と把握していたのに、公判でサイズと主張していた。証拠を捏造しようとしたことは明白だ」と指摘している。

弁護団は同様に開示されてこなかったパンツのサンプルについても今後調べる。3者協議では、5点の衣類のDNA鑑定を行う方針も確認された。【平塚雄太】



会見する弁護団の小川秀世弁護士（右）＝静岡市葵区追手町の県弁護士会館で、西嶋正信撮影

衣類のDNA再鑑定で調整

袴田事件

一九六六年に一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求で、袴田巌死刑囚(七五)の弁護団、静岡地検、静岡地裁の三者協議が一日、同地裁であり、死刑囚が犯行時に着用していたとされるズボンなど衣類五点について、DNA鑑定を実施する方向で調整に入った。協議後に弁護団が明らかにした。

衣類五点は事件から一年以上が経過した公判段階で、死刑囚の勤務先だったみそ製造会社で血痕が付いた状態で見つかり、有罪の決め手となっていた。

弁護団は「衣類に付いた血液がDNA鑑定で被害者や死刑囚のものでないと分かれば、再審開始につながる」と主張している。

東京新聞朝刊 2011年7月2日

袴田事件DNA再鑑定
弁護団に期待感

☞ 静岡新聞朝刊
2011年7月2日

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で無実を訴えている袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐる静岡地裁、静岡地検、弁護団の3者協議で1日、犯行着衣とされた衣類の血痕についてDNAの再鑑定をする方向性が固まったことで、会見した弁護団は「鑑定で衣類が犯行着衣ではないことが分かり、無実が明らかになる」と期待感を示した。

ズボン、シャツ、ブリーフなどの「5点の衣類」は、事件の約1年2カ月後にみそ製造会社内でみそ漬けの状態で見つかり、袴田死刑囚の犯行時の着衣と認定された。弁護団は「5点の衣類は捜査機関の捏造(ねつぞう)証拠」と主張。鑑定技術が進歩したとして今年2月、再鑑定を地裁に請求した。10年以上前の前回のDNA鑑定では「鑑定不能」との結果が出ていた。

弁護団によると、鑑定は5点の衣類に付着した血痕を調べ、DNA型や血液型が被害者のものと一致するかーなどを判定する。早ければ8月にも、鑑定方法などを決める方向で調整している。

また、地検は同日の3者協議で、5点の衣類のズボンに縫い付けられた寸法札のサンプル3枚などの証拠を新たに開示した。確定判決はズボンの寸法札にある「B」の記載が「型」を意味すると認定したが、弁護団によると、サンプルの同じ欄には「色」という表示があることが分かった。

弁護団は「捜査機関は『B』が『色』を示すことを把握しながら、調書には『型』とうそを書き、裁判所の誤解を招いた」と主張した。

袴田事件DNA再鑑定
地検も合意　証拠品の衣類5点

☞ 毎日新聞朝刊
2011年7月2日

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地検、静岡地裁、弁護団による3者協議が1日開かれ、証拠となった5点の衣類のDNA鑑定を再度行うことで一致した。協議後の会見で弁護団が明らかにした。弁護団の小川秀世弁護士は「鑑定の結果次第では一気に無実につながる可能性がある。大きな一歩だ」と話した。

5点の衣類は、事件の約1年2カ月後の67年8月、静岡県警が現場近くのみそタンクから発見したとされる。弁護側は袴田巌死刑囚(75)の衣類ではないと主張したが、静岡地裁は袴田死刑囚が犯行時に着用していた服で、事件後に隠したと認定。死刑判決の証拠の一つとなった。

衣類には血痕があり、判決では袴田死刑囚が犯行時に負った傷の血だとしていた。鑑定は早ければ8月下旬にも始まるという。弁護団は、鑑定によって衣類に付着した血痕が袴田死刑囚の血でないことが分かれば、判決を覆す有力な証拠になるとしている。

血痕のDNA鑑定は99～00年、第1次再審請求中にも行われたが、「鑑定不能」の結果が出ていた。

今年になって弁護団が医師に衣類を見せた結果、医師は現在の技術なら精度の高いDNA鑑定が可能と回答。弁護団は2月から地裁、地検側に鑑定を求めていた。【平塚雄太】

刑停止求め19日集会

中区　袴田死刑囚の姉ら発表

袴田事件の袴田巌死刑囚(七五)の姉秀子さん(七八)＝浜松市中区＝らが十四日、市役所で会見し、再審開始や死刑執行停止を求める浜松集会を十九日、中区板屋町の板屋町会館で開くと発表した。午後一～四時。無料。

袴田死刑囚は、一九六六年、清水市（現静岡市）でみそ製造会社の専務一家四人が殺害された同事件で、無実を訴え第二次再審請求中だ。

秀子さんは「昨年八月の面会が最後。『いま御殿を建てている』と話すなど言うことはとんちんかんで認知症も疑われる。健康が心配です」と、即時死刑執行停止を求めた。

袴田死刑囚の小学校時代の同級生で、元静岡大教授の渥美邦夫さん(七五)は「四十五年がたった。（布川事件の再審無罪判決を受け）流れが変わることを期待したい」と話した。

集会では、「再審を求める会」共同代表の福田勇人氏が「第二次再審請求の現状報告」と題し、確定判決が誤認した疑いが指摘される、犯行時の着衣とされる「五点の衣類」について見方を話す。

中日新聞静岡版　2011年6月15日

静岡新聞朝刊　2011年6月15日

袴田死刑囚の姉らが支援集会参加呼び掛け

浜松で会見

「袴田事件」で第2次再審請求をしている袴田巌死刑囚(75)の支援者グループ「浜松・袴田巌さんを救う会」は14日、浜松市役所で会見し、19日に同市中区の板屋町会館で開く支援集会への参加を呼び掛けた。

会見に同席した姉の秀子さん(78)＝同市中区＝は、今月9日にも東京拘置所の袴田死刑囚に面会を試みたが、刑務官を通して面会を拒まれたことを報告。「去年の8月以降、一度も面会できていない。精神状態、健康状態が心配」と話し、精神疾患があるとみられる袴田死刑囚の適切な処遇を求めた。

同会の渥美邦夫会長(75)は、5月に再審無罪判決が出た布川事件に触れ、「布川事件の判決後、本事件でも検察側の証拠開示が進むと期待したが、静岡地検はかたくなのまま。地検には教訓を踏まえ、全証拠を開示してほしい」と訴えた。

集会は午後1～4時。「袴田巌さんの再審を求める会」の福田勇人代表が再審請求の現状を報告するほか、布川事件の関係者がメッセージを寄せる予定。問い合わせは渥美会長〈電053（588）0177〉へ。



再審請求の現状を説明する秀子さん(中央)ら
＝14日、浜松市役所

袴田死刑囚の恩赦出願

静岡で支援集会 弁護団が方針

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」で死刑判決が確定し、第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)について、弁護団が恩赦を出願する方針を固めたことが3日、分かった。支援団体が同日、清水区の清水テルサで開いた集会で弁護団の弁護士が明らかにした。

弁護団によると、出願理由は、逮捕されてからの身柄拘束期間が約45年と長期に及ぶほか、関係者と面会できない状況が続くなど健康状態が心配されるため。出願時期や方法などを近く決定する。弁護団事務局長の小川秀世弁護士は「救済には恩赦が手っ取り早い方法。再審請求の活動と並行して出願を考えている」と述べた。

恩赦出願は89年に本人が収監先の東京拘置所に、2006年に弁護団が法務省の中央更生保護審査会に対して行ったが、いずれも判断が留保された状態という。

小川弁護士は、第2次再審請求をめぐる1日の3者協議で、犯行着衣とされた衣類の血痕をあらためてDNA鑑定する方向性を確認したことも報告。検察側が新たに開示した、ズボンの寸法札サンプルなどの証拠が示す意味などを解説した。

集会では、63年に埼玉県狭山市で起きた誘拐殺人事件「狭山事件」で服役して出獄後に第3次再審請求中の石川一雄さん(72)も講演した。石川さんは「裁判所が誤判をするのは検察がきちんと証拠を出さないから。取り調べの可視化も大事だが、それ以上に証拠の全面開示が必要だ」と訴えた。

毎日新聞静岡版 2011年7月5日
静岡新聞朝刊 2011年7月4日

袴田死刑囚

3回目恩赦申請へ

弁護団方針

「再審請求と並行」

1966年に清水市（現静岡市清水区）で4人が殺された「袴田事件」で、静岡地裁で第2次再審請求中の弁護団は4日、袴田巌死刑囚(75)の恩赦を申請する方針を明らかにした。弁護団の小川秀世弁護士は「再審請求と同時並行で進め、一刻も早く袴田さんが解放されるようにしたい」と話している。申請の時期などや申請先は、今後検討するという。

恩赦を申請すれば袴田死刑囚にとって3回目となる。

弁護団によると、袴田死刑囚の身柄拘束は45年近くと長期にわたり、死刑囚としての拘束は現在世界最長になるという。精神的な苦痛を受け健康状態も心配されることから、恩赦申請の方針を弁護団内で固めた。袴田死刑囚は現在東京拘置所（東京都葛飾区）に収容されているが、姉の秀子さん(78)によると認知症の疑いがあるという。

恩赦申請は89年に袴田死刑囚本人が東京拘置所に、06年に弁護団が法務省の中央更生保護審査会に出しているが、いずれも判断が留保されている。

【平塚雄太】

中日新聞静岡版 2011年7月4日



証拠の全面開示の必要性を訴える石川さん＝静岡市清水区の清水テルサで

狭山事件石川さん招き清水区で集会

袴田さん支援団体

袴田事件の支援団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」（棟田民夫代表）は三日、狭山事件で第三次再審請求中の石川一雄さん(72)をゲストに招き、集会「袴田さんは無実だ！」を静岡市清水区の清水テルサで開いた。

石川さんは一九六三年に埼玉県狭山市で発生した高校一年の女子の誘拐殺人事件の犯人として、七四年の東京高裁での無期懲役判決の後、七七年に上告棄却で刑が確定。九四年に仮出獄し、現在第三次再審請求中。

講演では、袴田死刑囚のことを「いわちゃん」と呼び、東京拘置所で一緒だった当時のエピソードなども紹介。「証拠の全面開示が必要」と訴え、「真実は一つ。いわちゃんと私の無実が明らかになることを信じている」と締めくくった。

講演前には、袴田死刑囚弁護団の小川秀世事務局長が「今月一日の三者協議で、五点の衣類のDNA再鑑定を行う見通しになった」と説明。また、あらためて恩赦を請求することを明らかにした。

元「死刑囚」袴田巖さん
精神を蝕んだ四五年もの拘禁生活
死刑確定者の置かれた〝過酷な状況〟

袴田さんに対し、袴田さんの死刑執行停止と治療を勧告

一九六六年六月、静岡県清水市（当時）において、味噌製造会社の専務宅が放火され、焼け跡から専務ら四名の他殺体が発見されるという事件が発生しました。同年、元プロボクサーで当時、この会社の従業員であった袴田巖さんが逮捕されました。袴田さんは、一九八〇年に最高裁が上告を棄却したことで死刑判決が確定しています。その後、日弁連は、本事件は冤罪の可能性が高いとして、その再審請求を支援してきました。

ところが袴田さんは、死刑判決が確定したころから、その言動に異常な点が見られるようになりました。特に、自分は全能の神であるとか、事件そのものが儀式によって作られたものであって存在しないなどという妄想が生じるようになり、弁護団や親族との面会や意思疎通が困難となりました。

そこで、二〇〇九年になって、袴田さんの弁護人らから、日弁連人権擁護委員会に対し、人権救済申立てがなされました。当委員会では、これまで袴田さんに実際に面会して診断した二名の医師の意見書等を検討しました。また、当委員会でも独自に精神科医の協力を得て東京拘置所内で袴田さんと面談してもらい、意見を聴取するなどして調査を進めてきました。

その結果、当委員会は、袴田さんは「妄想性障害」に罹患していると判断しました。ところが、東京拘置所は、本人には認知症様の症状が見られるに過ぎないとして、その治療薬を投与するだけで、本人の精神疾患に配慮した治療やカウンセリング等は全く行っていませんでした。

死刑判決を受けた者が心神喪失の状態にあるときは、死刑の執行を停止するものとされています（刑事訴訟法四七九条）。ところが、国は、これまでも、精神疾患により心神喪失の疑いがあるとされてきた死刑囚に対しても、平然と死刑を執行してきた前歴があります。二〇〇八年一〇月に採択された国際人権（自由権）規約委員会の所見は、わが国に対して、高齢者や精神障害者への死刑執行に対し、より人道的な対応をとることを求めていますが、国際的な見地からも、袴田さんに対する死刑の執行は許されないと考えられます。そこで、当委員会は、二〇一一年一月、法務省に対し、袴田さんに対する死刑の執行を停止することや、袴田さんを外部の病院や医療刑務所に移送して専門的な治療を施すことを勧告しました。

袴田さんに限らず、拘置所で長期間にわたって拘禁され続けることによって精神状態が正常でなくなる死刑囚は、決して少なくありません。国は、これらの者に対しても、きちんと病状を把握し、治療を施す義務があります。

折しも裁判員制度が導入され、一般市民の判断で死刑が宣告されるケースが増えてきました。犯行時に心神喪失でなくても、その後、身柄拘束が続く中で精神症状を発症するケースもあります。本件をきっかけに、こうした問題に国民が広く関心を持ち、死刑制度のあり方についても議論が深まっていくことが期待されます。

（東京拘置所死刑確定者心神喪失に関する人権救済申立事件委員会委員長　原田　武彦）


結婚前に親族たちと過ごす袴田さん（1961年頃）前列左から2人目が袴田さん


東京拘置所で面会した時の袴田さん（2007年2月7日。スケッチ：山崎俊樹氏）

死刑確定者はいま――二〇名の死刑確定者にアンケートを実施

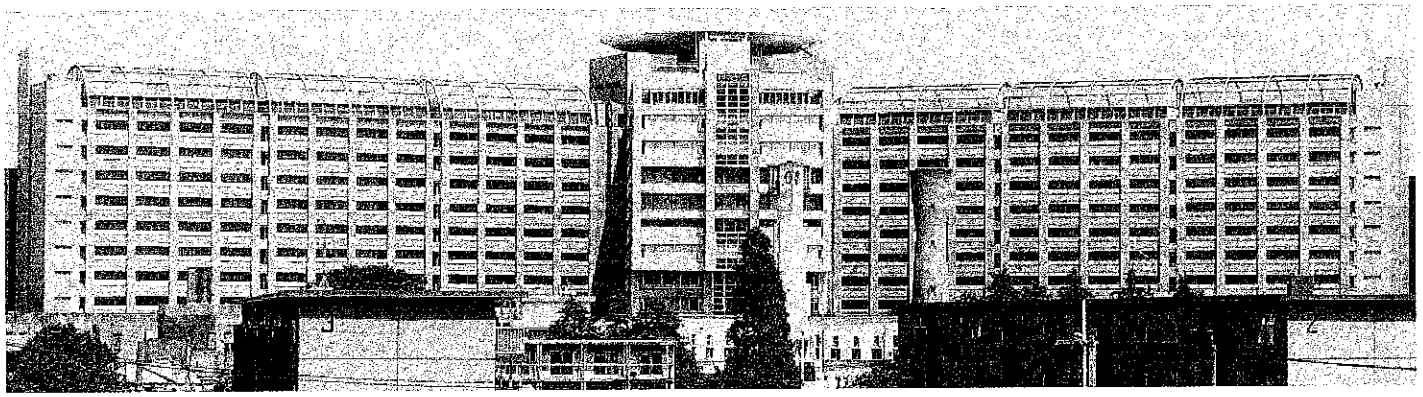
二〇一〇年一月、全国の死刑確定者全一一〇名（当時）を対象として、処遇状況に関するアンケートを実施しました。日弁連が行う調査としては、二〇〇六年一月に続くものです。周知のとおり、死刑確定者処遇については国際人権（自由権）規約委員会や拷問禁止委員会等から強く是正を求められているところ、二〇一一年に刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律の見直し時期を迎えることを見据え、全国的な適用状況と改正を要する点を明らかにするべく実施したものです。

最も注目される外部交通の実態については、「面会できる人がいない」と答えたのは一一・二%で、前回調査（二六%）を大きく下回り、弁護士と面会できている人は八四・八%に上りました。これは、面会相手がおらず、従って再審請求や恩赦の出願等をしていない人たちが死刑執行の主要な標的とされていったことと深く関係しているとみられます。他方、弁護士面会への職員の立会いについては、「いつも立ち会う」が八二%であったのに対し、「立ち会わないことがある」は一六・四%（一一名）にとどまり、このうち四名は、職員立会いに対し国家賠償請求訴訟を起こした人でした。先般、広島地裁により職員立会いの一部違法が認定されましたが、調査結果は、全国の死刑事件再審に取り組む弁護士の実感を裏付けるものとなりました。その他、一定条件下で可能とされている共同処遇が全く実施されておらず、完全な隔離・単独処遇が全国で例外なく実施されている事実も明らかとなりました。詳細については日弁連HP（http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/jinken.html）をご参照下さい。

なお、回答者九〇名のうち二名がその後に死刑執行されたこと、未回答者二〇名の中には重篤な精神疾患が疑われる人々が相当数含まれていることを指摘しておきます。

（元人権擁護委員会第三部会委員　田鎖　麻衣子）

日弁連人権擁護委員会ニュース
2011年6月1日





新ガゼット座談会

［第15回］

5月30日／東京・水道橋
「後楽園飯店」にて

出席者◎（左から）真部 豊（マナベ・ジム会長）／福田勇人（袴田巖さんの再審を求める会 共同代表）／新田渉世（川崎新田ジム会長）／北澤鈴春（北澤ジム会長）／渋谷 淳（スポーツライター）

構成／ボクシング・マガジン編集部

新田会長らの提言で協会に支援委員会

――今回は、元プロボクサーで獄中から無実を訴える死刑囚、袴田巖さんを支援する活動をされている会長さんたちと、この問題に詳しいライターの渋谷さんをお招きして、支援活動の現状や今後の展望について、お話をお聞きしたいと思います。まず、「袴田巖さんの再審を求める会」の共同代表を務めてらっしゃる福田さんにおうかがいしたいのですが、川崎新田ジムの練習生でもあるそうですね。

福田　はい。2003年から新田ジムで練習をするようになって、それからボクシングの本などを読むようになったんですけど、そこで郡司信夫さんが袴田事件について書いてあるのを読みまして、初めて事件について知ったんです。だけど、普段、ジムにいても、ボクシング雑誌を見ても、あまりその話が出てこない。それで、新田会長に「あの事件はどうなってるんですか」って聞いたりして……。そんなこんなで、自分でも事件のことを詳しく知ろうと思って、支援団体に連絡をとって話を聞いたり、集会に出たりするようになって関わりを持つようになってきました。

――新田会長は日本プロボクシング協会のなかにある支援委員会の委員長として活動をされていますが、どんなきっかけで興味を持たれたのですか。

新田　2004年でしたか、高裁の再審が棄却されたニュースが出て、そのとき福田さんから、「どうなってるんですか」と聞かれたんですけど、正直、詳しいことは全然知らなかったんです。で、当時の（ボクシング）協会に問い合わせをしたんです。だけど、ほとんど活動は行われていないということで、あまり情報は得られなかったんです。それから半年ぐらいたって、**福田さんが関わっていた『再審を求める会』の当時の会長さんが、「一度、会って話をしたい」ということで、福田さんを交えて3人でお話をさせていただいて、いろいろと聞いたんです。「これは、このままじゃいけない」ということで、そこから火がついちゃったんです。**

――協会の事務局長として北澤会長が袴田さんの支援活動をしていくことになったのは、やはり新田会長が活動されたころからなんですか。

北澤　僕が東日本協会の事務局長をやる前に、支援委員会が立ち上がったんです。

新田　2006年でしたかね。袴田事件についてのイベントが何かあったときに、いろんなマスコミに「取り上げて欲しい」と声をかけたら、「協会として活動してるものでないと、取り上げにくい」と。なら、せっかく協会の理事をさせていただいていたので、ならば、委員会を立ち上げようということになったんです。

――現在の委員は……。

新田　僕と北澤会長と真部会長です。

――北澤会長、現在の活動状況について教えてください。

北澤　そのあたりは、新田会長の方が詳しいので、新田会長からお願いします。ただ、個人で支援活動をするのと違って、日本プロボクシング協会として応援するとなると、やはり、できることとできないことがあって……。どうしてもフットワークが重めになってしまうんですよね。協会として動くとなると、いろいろな問題も出てきてしまって……。

新田　**僕はだいたい1ヵ月に1回、東京拘置所に面会に行ってるんですけど、袴田さんにお会いできたのは去年の7月が最後で、それ以降は一度も会えていないんです。**

――去年の7月まで、お会いしていたときの袴田さんの様子というのはどんなものだったのでしょうか。

新田　そのときによってむらがあるんですけど、本当にトンチンカンなまま終わってしまうこともありましたし、ボクシングの話になると噛み合うときもあるんですけど、どう見ても普通の状態ではないですね。

――心身の健康状態が、ということでしょうか。

新田　はい。

覆すのが難しい最高裁判所の認定

――そういった状況の中、日本プロボクシング協会の支援委員会としては、どんな活動をされてるのでしょう。

新田　さっき北澤会長がおっしゃったとおり、僕も大きな団体にしようと思って一所懸命、活動してきたんですけど、大きい団体になればなるほど、小回りが利かなくなるっていうのは、どんな団体、組織でもそうだと思うんです。そういうことで、ちょっとフットワークが重くなってしまっているのが現状ですね。今はとりあえず、毎月の面会を継続して試みること、あとは現状を報告するレポートを作っていかなければならない。そういうところがメインの活動ですね。

――真部会長は支援委員会の活動をしてきて、どんなことを思われましたか。

真部　**袴田さんを支援する映画ができたりと、今の立場になって見ているといろいろな動きがあって、すぐにも袴田さんが自由の身になるような気もするんですけど、なかなかうまくいかない。どうしてこうなるのかな、というのが率直な感想です。**

――袴田さんを有罪にした証拠については、疑わしいものがたくさんあることが分かっていますし、最近は自白に偏重した判決が覆る例も多くなりました。袴田さんを有罪にした裁判官の1人から、「実際は無実だと思う」というようなコメントも出ました。なのに、袴田さんの再審の道はなかなか拓けない。どうして話が進まないんでしょうか。

福田　一番の問題は犯行時の着衣とされたいわゆる「履けないズボン」が袴田さんのものだと、最高裁が認定してしまっていることです。それを覆すのは至難の業なんです。弁護団はそれがねつ造証拠だと主張していますから、さらにその主張を認めるということは、裁判所としてはなかなか勇気のいることなんですね。

――逆に言うと、なんでそんなものを証拠として認めてしまったのか、不思議でしょうがない気がします。

福田　**捜査機関のねつ造などというものは、端からあり得ないというのが前提になってるんです。**

――ただ最近になって、足利事件や大阪地検のフロッピー改ざん事件で、その不正が認められたということで、そういうことが起こりえるということは認知されつつありますよね。

新田　**なかなか進展がないという話なんですけど、実際にはたとえば三者協議と言って、裁判所と検察と弁護団が同じテーブルに着くということも行われ始めているんです。今まで検察の方が出さないで隠し持っていた証拠もだんだんと出すようになってきましたし、重要なところは着々と進んでいるんです。**支援者の方たちや、われわれボクシング界が活動をしてきたことによって、弁護団ももちろん本気になってくれたし、多少なりとも世論に影響も与えてきた。そういうかたちで効果は出ていると思うんです。

全面証拠開示の実現で無罪への道は拓ける

――渋谷さんもこの事件については、いろいろと調べたり書いたりとされていますが、現在の状況についてどんな印象をお持ちですか。

渋谷　**僕ももともとはこの事件についてよく知らなかったんですが、新田会長の活動、奮闘ぶりを見て、自分も何かできないかと思ったことが始まりなんです。今は協会の支援委員会にも出席させていただいているんですけど、やっぱり、無実の人から40何年も自由を奪うなんてことは、一番あってはならないことなんです。まして、袴田さんはボクシング界の大先輩ですからね。何とかしたいという気持ちが強くて、こうして活動をしています。**さっき、新田会長が活動内容のお話をされましたが、その補足をさせてください。たとえば、この『袴田巌は無実だ』という本を買って、全国のジムに送ったりもしているんです。みなさんに、この事件について、より知っていただくために。あとは弁護団がいろいろな活動をするときに配る、事件の概要を書いた小冊子を協会の委員会で集めた募金で作ったりもしていますし、国会にできた袴田さんを支援する議員連盟のために、横断幕を作ってさしあげたり……。地味ではありますが、そういう活動を細々とやっているんです。

――袴田さんが救われるためには、具体的に何がどうなればいいのでしょうか。

福田　先日、再審無罪判決が出された布川事件では、検察が桜井さん、杉山さんの無実を示す重要な証拠を隠していたことが明らかになりましたが、ほとんどの冤罪事件では捜査機関によるこうした「証拠隠し」が行われているんです。袴田事件についても、昨年から検察が弁護団の求めに応じて、これまで日の目を見なかった証拠を開示するようになってきましたけど、全面的な開示には程遠く、袴田さんの無実を示す多くの証拠を隠し続けています。もし、これらの証拠がすべて開示されれば、袴田さんの再審無罪につながることは間違いありません。捜査機関が多額の税金と強制力を使って集めた証拠は、捜査機関の所有物ではなく国民の共有財産です。検察に都合が悪い証拠だからといって、隠していいわけはなく、「証拠隠し」は許しがたい権力犯罪です。この点は、国連からも改善するよう指摘されているにもかかわらず、法務・検察当局は改善しようとしません。多くの国民もこの事実、つまり、検察は自分たちに都合のいい証拠だけを裁判に出せばいいことになっていることを知りません。だから、**マスコミのみなさんには、『検察に『全面証拠開示』が義務づけられていないのはおかしい』と国民にもっと訴えて世論を盛り上げてもらいたいんです。要するに、検察が隠している証拠がすべて出てくれば、袴田さんの無実は証明され、自由の身になるということなんです。**

――それでは今後の展開について、みなさんの意見をお聞かせください。

北澤　テクニカルなところはわれわれは専門外なので、専門家に任せて、協会の委員会としては署名活動や募金集め、そういうところを、しっかりやっていきたいですね。**また、何か大きな動きがあったときには、ボクシング界が一丸となって後押しできるような活動ができればと思っています。**新田会長がずっと守り続けてきたこの活動の火を、しっかりと消さないように守っていきたいです。

真部　**やっぱり世論を盛り上げるために、この事件の不当性を広くアピールしていくこと。ボクシング界にできることっていうのは、まずそこだと思うんです。これからも、そのためのお手伝いができればと思っています。**

渋谷　先ほど、話に出ましたけど、世の中の流れとしては、すごくいい方向になっていると思うんです。検察が今まで出していなかった何十年前の証拠を新たに出すようにもなってきた。これはたしか、法律が変わったんですよね。

新田　そうですね。裁判員裁判が始まるので、それに伴って提出する証拠も変わったんです。事前にある程度、弁護人が要求する証拠は出さなければならなくなった。袴田事件でも、その流れを受けて証拠を開示してきているのではないか、と言われています。

渋谷　僕はものを書く仕事をしていますが、袴田さんの事件については、なかなか書かせてくれるところがあるわけではないんです。ただ今回、この前の布川事件の関連もあって、ある週刊誌で記事を書かせてもらえることになったんです。僕はそんなかたちで、メディアを通してこういう事件があるということを、伝えていきたいと思っています。

新田　僕は、新証拠が出てきたりして、あと必要なのは世論だけだ、というような状況になったとき、すぐに動けるような下地づくりをしておきたいと思っています。そのために、協会の人たちにも現状をお伝えし続けたい。

――本日はお忙しい中、ありがとうございました。一日も早く袴田さんが自由の身になれるよう、心からお祈りします。

ボクシング・マガジン
2011年7月号



締め出された再審請求人

共同代表・福田勇人

裁判は誰のためにあるのか。そんな根本的な疑問を抱かせるような出来事が、７月１日に静岡地裁で行われた９回目の三者協議の舞台裏で起きていた。袴田巖さんの保佐人として第２次再審の請求人となっている袴田秀子さんが裁判所によって三者協議の場から締め出されたのだ。

事の顛末はこうだ。この日 11 時から協議が行われた静岡地裁５階会議室に秀子さんが弁護団と共に入室した。ちなみにこれまで８回行われた協議に秀子さんが出席しようとしたことはなく、この日も弁護団はあらかじめ秀子さんを協議に出席させようとしていたわけでもなかった。当然事前に裁判所には伝えておらず、秀子さん自身も協議の始まる直前に弁護団から一緒に行きましょうと誘われ会議室に入ったようだ。その後秀子さんの姿を確認した裁判所職員が「別室でお願いします」と告げ、秀子さんは協議の場にいることを丁重に断られたというのだ。当然裁判長の意向が働いた結果だろう。これに対し弁護団も特に強く抗議することはなかったようで、結局秀子さんはこの日の三者協議に出席することはできなかった。

私はこの裁判所の措置に強い違和感を覚える。なぜ当事者である再審請求人が協議に出席できないのか。誰のための協議なのか。三者協議の「三者」とは一体誰のことなのか。もちろん秀子さんは協議の場で議論される小難しい法律解釈や手続き論には付いていけないだろう。権力を後ろ盾にした法律専門家集団である検察や裁判所に素人の市民が異議を唱える再審請求では専門家である弁護士を弁護人に選任するのは当然だし、法律上認められた権利でもある。秀子さんも裁判のことは弁護人に全て任せている。しかし、だからといって当事者の請求人が協議に出席することさえできないというのはちょっと筋が違うのではないか。法律のことは専門家に任せておけばいいとでも言いたいのか。そうしたギルド的思考が今日の司法腐敗を招いたのではないのか。

そもそも刑訴法は再審請求審の手続きに関して具体的な規定をあまり置いていない。「三者協議」なる場が正式な手続きとして規定されているわけでもない。検察官と請求人双方から意見を聞くのに都合がいいから裁判所が任意にそういう場を設定しているにすぎない。その三者協議に当事者である請求人を出席させようがさせまいが裁判所の勝手だと言われればそれまでなのかもしれない。

しかしだ。死刑にあたる事件の第１審では、通常被告人と弁護人が出頭しなければ裁判を開くことができないとされ（刑訴法 286・289 条）、自分が出頭したくない場合でも義務的に出頭しなければならないわけだし、そもそも日本国憲法 32 条には「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と定められているのだから、いくら刑訴法に具体的規定がない再審請求審だからといって、裁判所が当事者を協議の場から締め出すというのは憲法の理念にも反すると思う。

再審請求審に限らず、例えば控訴審においても刑訴法 390 条で「被告人は、公判期日に出頭することを要しない」との規定もあるから、必ずしも当事者が裁判やそれと実質的に同じ機能を持つ協議の場にいなくても問題はないとの意見があるかもしれない。しかし、裁判に当事者が出席していない点で表面的には同じ現象であっても、自らの意思で裁判に出席しないのと、そもそも裁判に出席できないのとでは、その意味合いは全く異なる。

あるいは、「そんなことを言ったら、確定死刑囚や受刑者本人が再審請求するたびに、三者協議の場に連れてこなければならなくなる」と行刑上の問題やら警備上の問題やらを言う人もいるだろう。でもそんなことは行政が解決する問題であって、それによって国民が裁判を受ける権利を蔑にしていいことにはならない。増して秀子さんは刑事施設に収容されているわけでもなく、自由な市

民の持つ権利を行使して再審請求しているのであるから、行刑上・警備上の問題が生じるなんてことはあり得ない。ならばなぜ裁判所は秀子さんを締め出す必要があるのか、全く理解に苦しむ。

この出来事について弁護団は三者協議後の記者会見で一言も触れなかった。恐らくそれほど重大なことだとの認識がないからだと思う（あるいは私のこの主張が全くの見当外れなのかもしれないが）。それは、以前私が弁護団会議で「秀子さんは三者協議に出席できないのか」と質問した際も、あまりいい反応がなかったことからもわかる。しかし、袴田事件第２次再審請求審が直接的には袴田巖さん本人と保佐人の秀子さんのためにあるということは間違いないはずだ。そうであれば、秀子さんは当事者として堂々と三者協議の場に出席する権利を持っている。裁判所による今回の「締め出し」は間違っている。■



第２次再審請求人の秀子さん

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

★フォトアクションが継続してます！★

共同代表・校條　実

FREE HAKAMADA NOW キャンドルナイト実行委員会が、袴田巖さんの誕生日にメッセージ写真を送ろうと立ち上げた企画が、袴田巖さんの誕生日の翌日に起きた東日本大震災の影響で一端動きが止まっていましたが、再び再開しました。

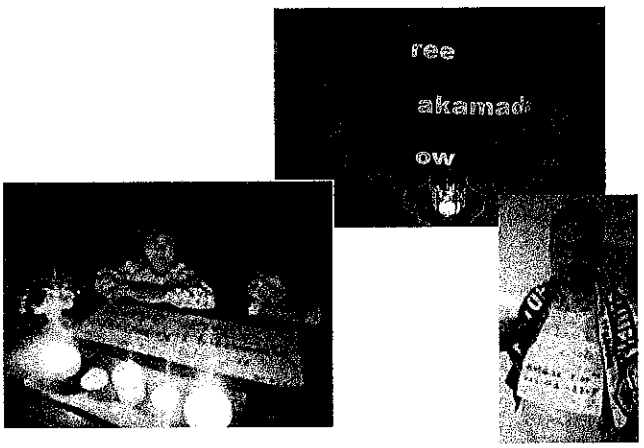
集まった画像をフォトブックにして東京拘置所の袴田巖さんに届けてもらおうと、お姉さんのひで子さんにお願いしましたが、袴田巖さんの面会拒否で実現しませんでした。これを機に、面会が実現しメッセージ写真を袴田巖さんに届けられるまで、フォトアクションを継続することになりました。

ご協力いただける方は、袴田巖さんに届けるメッセージ写真を送って下さい。

送る方法は下記アクセスにて。

http://freehakamadanow.blogspot.com/

また、インターネット環境がない方は、当会の会員が実行委員会の有志に名を連ねていますので、求める会宛てに写真を送って下さっても結構です。出来上がっているフォトブックと一緒に袴田巖さんに届けたいと思います。■



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

当会では一緒にお手伝いいただける方を募集しております！！

よろしくお願いします！！！

袴田巖さんの再審を求める会

E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆



Free Hakamada Now!!!

RISE UP!!

This collage is made by zan from the music album jacket "RISE UP" by Thomas Mapfumo & The Blacks Unlimited.

活動報告

6/15　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
6/19　浜松集会参加（浜松・板屋町会館）
6/30　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
7/3　清水集会参加（清水・清水テルサ）
7/1　三者協議記者会見参加（静岡・静岡地裁）
7/1　弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
7/10　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
7/12　狭山事件市民集会参加（御茶ノ水・総評会館）
7/12　受刑者処遇シンポ参加（霞が関・弁護士会館）
7/12　市民連帯の会集会参加（水道橋・たんぽぽ舎）
7/15　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
7/24　三崎町共同事務所総会参加（水道橋・三崎信愛ビル）
7/27　事件関係者聴き取り調査（静岡・ホテルアソシア静岡）
8/1　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
8/3　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
8/18　袴田救援議連要請行動参加（永田町・衆院第一議員会館）
8/18　袴田さんに面会申込＆要請行動参加（小菅・東京拘置所）
8/20　『さいしん』40号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
8/20　求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

カンパのお願い



☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★
郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

活動予定

求める会

9/11　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
10/2　『さいしん』41号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
11/19　求める会東京集会（場所未定）

その他の団体

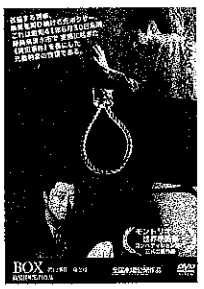
8/27～29　弁護団合宿会議（焼津・かんぽの宿）
8/29　DNA型鑑定鑑定人尋問（静岡・静岡地裁）
8/31　ボクシング協会支援委員会（水道橋・デニーズ）■

お詫び：2010年11月20日から2011年2月11日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。（五点の衣類の白シャツの部分）お詫びいたします。新しいリーフレットをご希望の方は、お名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

『BOX 袴田事件 命とは』

全国のツタヤなどで DVDレンタル開始！

DVDでは本編の他に、特典映像（メイキングと「袴田事件」の紹介ビデオ）も観ることができます。



編集後記　どうにも私はうっかり者で編集ミスが多いです。お気づきの方もおられるかと思いますが、リーフレットが改訂されてから数回「新リーフレットが同封してます」と書いていましたが同封していたのは最初の時のみです。申し訳ありません。弁護団から新しいパンフレットもできました！そしてDNA鑑定がいよいよ袴田事件でも再びなされる事になりました。これが再審への決定打になる事を祈る気持ちです。しかし予断なくこの先も証拠開示がなされるように期待しています。証拠の全面開示が求められます。この波こそはBigWave！今乗らないでいつ乗るのか！袴田巖さんが冤罪で身柄を拘束されてからこの８月１８日で４５年。一刻も早く袴田巖さんに再審を！Free Hakamada Now!!!（ペンネーム zan）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円